

選挙運動用ポスター 作成契約書

- (1) 件 名 選挙運動用ポスター企画・製作
- (2) 契 約 金 額 _____円
- (3) 契 約 枚 数 _____枚
- (4) 規 格 長さ42センチメートル×幅40センチメートル以内
- (5) 請求及び支払

この契約に基づくポスター作成代金については、受注者は、能代市議会議員及び能代市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例に基づき、能代市に対し請求するものとし、発注者はこれに必要な手続きを遅滞なく行わなければならない。

なお、ポスター作成代金が能代市に請求する額を超えるときは、発注者は受注者に対し、その超える額をすみやかに支払うものとする。

ただし、発注者が公職選挙法第93条(公職の候補者に係る供託物の没収)に該当した場合は、受注者は能代市に請求ができない。

上記のとおり契約を締結する。この契約書を2通作成し、双方記名押印のうえ各1通を保管する。

令和8年 月 日

受注者 (所在地) _____

(名 称) _____ 印

(代表者) _____ 印

発注者 (住 所) _____

(氏 名) _____ 印